

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月10日
【届出者の氏名又は名称】	キヤノンマーケティングジャパン株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区港南二丁目16番6号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 6719 - 9111
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経理本部長 柴崎 洋
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	キヤノンマーケティングジャパン株式会社 (東京都港区港南二丁目16番6号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、キヤノンマーケティングジャパン株式会社を指し、「対象者」とは、昭和情報機器株式会社を指します。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注8) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

昭和情報機器株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

新株予約権

平成15年3月28日開催の対象者第30回定時株主総会及び平成15年9月29日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）に上場している対象者の普通株式を24,200株（対象者の第39期第2四半期報告書（平成23年8月11日提出）に記載された平成23年6月30日現在の発行済株式総数（13,906,823株）に占める保有割合（以下「保有割合」といいます。）0.17%（小数点以下第三位を四捨五入、以下比率の計算において特に別の取扱いを定めていない限り同じです。））所有しておりますが、平成23年11月9日開催の当社取締役会において、対象者の発行済普通株式（但し、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式及び当社が本書提出日現在所有する対象者の普通株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんが、応募株券等の数の総数が5,997,000株（保有割合：43.12%）（対象者の第39期第2四半期報告書（平成23年8月11日提出）に記載された平成23年6月30日現在の発行済株式総数（13,906,823株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない同報告書に記載された平成23年6月30日現在対象者が所有する自己株式数（1,912,824株）及び本書提出日現在当社が所有する対象者の普通株式数（24,200株）を控除した株式数（11,969,799株）の50.10%に相当する株式数（5,996,870株）から単元未満に係る数を切り上げた株式数。なお、対象者の単元株式数は1,000株です。）に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。従って、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

また、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式（但し、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式及び当社が所有する対象者の普通株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、対象者に対し、本公開買付け後に、当社が対象者の発行済普通株式（但し、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式及び当社が所有する対象者の普通株式を除きます。）の全てを取得するための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することを求め、対象者を完全子会社化する予定です。

当社は本公開買付けにあたり、対象者の筆頭株主である株式会社マースエンジニアリング（以下「マースエンジニアリング」といいます。）との間で、平成23年11月9日付で公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、マースエンジニアリングが所有する対象者の普通株式の全て（所有株式数：3,600,000株、保有割合：25.89%）について本公開買付けに応募する旨を合意しています（なお、本公開買付応募契約の概要については、下記「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。

対象者の平成23年11月9日付「キヤノンマーケティングジャパン株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付け及び本完全子会社化手続を含む当社が対象者を完全子会社化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）及び本公開買付けにおける対象者の普通株式の1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本取引は、長年の経験により蓄積されたノウハウ等の対象者の独自性を最大限に活かしつつ、統一的かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築

することにより当社と対象者の各事業領域におけるシナジーを最大化することを可能とするものであり、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、当該対象者取締役会において、本新株予約権については、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。なお、対象者は、本新株予約権が対象者の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議は、平成23年11月9日開催の対象者取締役会において、決議に参加した取締役（大株主として当社との間で本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しているマースエンジニアリングの代表取締役会長であり、対象者取締役である古宮重雄氏は、マースエンジニアリング以外の対象者の株主の皆様との間の利益相反が生じる一般的・抽象的なおそれがあるため、上記決議に係る審議及び決議には参加していないとのことです。古宮重雄氏を除く対象者の全ての取締役が上記決議に係る審議及び決議に参加したとのことです。）の全員一致により行われたとのことです。また、上記の対象者取締役会には、対象者の全ての監査役が出席し、いずれも、対象者取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程

当社が本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程は以下のとおりです。なお、以下の記述中の対象者に関する記述は、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社は、昭和43年の設立以来、世界180カ国以上で幅広い事業を展開するグローバルキヤノングループの一員であり、日本国内市場におけるマーケティング統括会社として、キヤノン株式会社（以下「キヤノン」といいます。）製品の販売、サービス及びマーケティングを統括し、付加価値の高いソリューションを顧客に提供してまいりました。近年においては、卸売業中心の事業展開から情報サービス業への業態変革を志向し経営体質強化を進めております。その一環として、平成15年以降は、ITソリューションビジネス体制構築を段階的に実施し、競争力の強化及びサービスの質的向上に向けた取組みを行っております。

現在、当社においては、「長期経営構想フェーズ（2011～2015年）」（以下「長期経営構想」といいます。）を掲げ、またその実行計画として、3カ年の「中期経営計画」（2011～2013年）を策定し、本年1月よりその実現に努めております。長期経営構想では、「事業創造で新しい成長の道へ」を経営テーマとし、なかでも、事業の多角化及びグローバルに展開するサービス事業会社化を重点戦略としております。そして、平成27年には、当社及び当社の子会社・関連会社（併せて以下「当社グループ」といいます。）として、連結売上高8,500億円以上を達成するべく挑戦しております。また、「中期経営計画」においては、経営の基本方針のひとつとして、“Beyond CANON, Beyond JAPAN”をキーワードに、キヤノン以外の商品/サービス事業の拡大や、ITソリューション事業等を中心とする海外市場への進出等、新たな事業領域への展開を図ることを目指しております。

こうした経営戦略のもと、当社はプロダクション事業の拡大を重点戦略のひとつに掲げ、平成25年に同事業で売上500億円という目標を設定しております。

キヤノングループにおけるプロダクション事業への取り組みとしては、平成18年にデジタルオンデマンド印刷機“imagePRESSシリーズ”の投入により「デジタル商業印刷」分野に本格参入し、市場の拡大を図ってまいりました。また平成22年3月には、業務用高速プリンター・業務用大判プリンターの世界的メーカーであるオランダのOcé N.V.（以下「オセ社」といいます。）をキヤノングループに迎え入れ、プロダクション市場における事業基盤を大幅に強化しました。本年6月末には、オセ社の日本法人である日本オセ株式会社を当社グループに迎え、国内におけるオセ社との連携をさらに強めるとともに、プリンティング分野全般における世界No.1の実現に向けた体制強化を進めております。

現在、当社のプロダクション製品のラインナップとしては、企業内でのプリントオンデマンド（POD）を実現するデジタル商業印刷機、集中印刷室などで使用される基幹プリンター、ポスターやCAD、屋外ディスプレイ広告向けの大判プリンター、オフセット並みの高画質を実現するクリエイティブアーツ向けプリンターなどの競争力ある製品を取り揃えています。さらに、本年2月には業務用フォトプリンター市場に参入することを発表し、キヤノングループが長年培ってきたプリント技術を活かして、写真商材のみならずハイクオリティーPODにまで対応する多彩な高付加価値プリントを実現してまいります。これらに加え、ITソリューション連携によるワークフローの提案などにより、顧客のニーズに的確に応える最適な製品・ソリューションを提供しております。

一方、対象者は、昭和48年に高千穂交易株式会社の漢字情報システム部門が主体となって設立され、昭和52年に同社との

資本関係を解消した後、平成2年には社団法人日本証券業協会に株式を登録し、平成16年にJASDAQ市場に株式を上場しました。

対象者は、設立以来約39年に渡り、世界初の漢字プリンターの商品化等、「帳票印刷」の分野において、研究開発型企業として業務処理用プリンター・システムの日本語処理技術をリードしてきました。具体的には、高速連続紙漢字プリンター・システム“SXシリーズ”等による基幹系プリントシステムに強みを持ち、市場における競争力と幅広い顧客基盤を有しています。特にデータプリントサービス（企業から大量の帳票出力をアウトソースで請け負うサービス）の業界において、多くの電子写真方式高速連続紙プリンターの導入実績を有しております。対象者の強みは、長年の経験で蓄積した日本語情報処理ノウハウによって、独自のプリンターコントローラーを中心とする付加価値の高いシステムを構築し、加えてスキルの高いサポート要員と全国規模の保守体制により、業務用プリンターについて、導入からメンテナンスに至るまでのきめ細かいサポートをトータルで提供できる点にあります。

近年、印刷市場は、紙媒体に対する価値観の変化及びWEBやスマートフォンの普及によるクロスメディア化の加速等により大きなパラダイムシフトを迎え、One to Oneマーケティングやダイレクトマーケティングといった費用対効果の高いマーケティング手法が求められる中、印刷物に対しては従来の大量印刷から小ロット・多品種印刷化が進むと見られています。また、月次の請求書や利用明細書などのダイレクトメールに、受け手と関連性のある適切なプロモーションメッセージを組み込んで印刷する手法である「トランスプロモ」等の新しいビジネスモデルの普及により、今後は「デジタル商業印刷」と「帳票印刷」のボーダレス化とシームレス化が進んでいくと考えられます。

対象者の事業領域においても、これらの市場環境の変化に加え、データ処理のオープン化の潮流や低コスト化・カラー対応の訴求の高まりを受け、ハードウェア・ソフトウェアの両面において従来の提供価値のさらなる拡大・発展が求められる変革期を迎えております。

また、対象者においては、特に漢字プリンターの主要製品について、国内外のプリンターメーカー等から対象者の仕様書に基づく製品（一部共同開発製品を含む。）の供給を受け、これに対象者のハードウェアやソフトウェアを付加して独自のシステムを構築し、対象者ブランドによりユーザーに供給する生産販売活動を主たる業務としておりましたが、近年の大手プリンターメーカーによる事業再編やM&Aによる統合に伴い、プリンターメーカーの集約化が進んだことにより、当該業務の継続及び競争力の向上のためにはプロダクション市場に対し競争優位性のある商品を展開できるパートナーとの連携を強化することが喫緊の課題となっております。

このような市場環境の中、当社と対象者は、平成22年11月にオセ社の業務用プリンターの販売において提携を開始し、対象者の「帳票印刷」における販売・サポート力、技術力及び顧客基盤を活かした連携を進めてまいりました。また、当社は本年7月にオセ社高速連続紙プリンターのアジア初のショールームとなる「オセ幕張ショールーム」を開設しましたが、それらの製品保守においても対象者と連携しており、サポート面における協業をより強化しております。当社と対象者は、これらの取り組みと並行して、業務提携という形のみならず、資本を含む経営資源の面からもより一体となった事業運営を行っていくことで生み出される相乗効果について協議を重ねてまいりました。

そして、本年8月からは、本取引についての具体的な検討を開始し、その結果、当社及び対象者は、印刷市場が大きなパラダイムシフトを迎え、かつ、対象者において、プロダクション市場に対し競争優位性のある商品を展開できるパートナーとの連携を強化することが喫緊の課題となっている中、両社の企業価値をさらに高め、持続的成長を遂げるためには、当社が対象者を完全子会社化し、資本関係を強化するとともに、相互の経営リソースを活用した強固な協業体制を早期に構築することが有益であるとの結論に至りました。

今後、プロダクション市場において「デジタル商業印刷」と「帳票印刷」がシームレスに変化していくことが予想される中、本取引の実現による最大の効果は、これら両分野における双方の強みの相乗効果による事業の拡大であると考えており、具体的には以下の4つの大きなシナジーを期待できるものと考えております。

強力な販売体制と優良顧客の獲得

対象者の長年の業歴によって構築された「帳票印刷」分野における優良顧客チャネルと、当社のオフィスデバイス事業及びプロダクション事業で培った顧客基盤は互いに補完し合う関係にあると考えております。これまで当社は企業内印刷を行う大手企業や複写業者を主なターゲットとしていましたが、対象者の顧客チャネルを活用することで、印刷会社を中心とする商業印刷ユーザーへのアプローチが可能になり、対象者においても、当社が培った顧客基盤を利用することで、より幅広いユーザーへのアプローチが可能になります。また、顧客からの要求レベルが高く、専門性が求められる「帳票印刷」分野において対象者が蓄積してきた販売ノウハウをベースに、オセ社の製品を中心とする当社グループにおける業務用プリンター分野のビジネス拡大を図ります。

商材・技術面での強力な補完関係の構築

当社を媒介として、高速連続紙漢字プリンター・システム“SXシリーズ”をはじめとする連続紙プリンターに強みを持つ対象者と、企業内集中印刷室を主なターゲットとするデジタルオンデマンド商業印刷機、オフィスやSOHO向

けの複写機/複合機、デザイン事務所向けの大判プリンターなどカット紙プリンターに強みを持つキヤノン、及び高速連続紙・大判プリンターを取り揃えるオセ社が強固に連携することで、従来よりも厚みを増した幅広いプリンティングシステムが提供可能になります。また、オープン化や低コスト化をはじめとする技術革新を伴うニーズに対しても、オセ社を含むキヤノングループの技術力及びマーケティング力を最大限に活用し、独自性のある高付加価値な製品・ソリューションの展開を図ってまいります。既に本年3月及び9月にオセ社とキヤノンによる共同開発製品がリリースされていますが、対象者のノウハウが加わることで、より市場ニーズに適した次世代商品開発が可能になると考えております。

保守・サービス網の獲得

連続紙プリンターに関するプロフェッショナルサポート体制を持つ対象者と、全国に展開する当社グループのインフラの融合により、広範囲にわたってきめ細かなサービス/サポート体制を構築することが可能になります。また、連続紙プリンター及びカット紙プリンターのサポートを一元的に提供するという他社にない強みを構築することで、顧客の要望に迅速に対応し、さらなる競争力の拡大につなげます。

アジア圏への事業拡大

2バイト文字の処理技術を有する対象者のノウハウを活かし、将来的には中国をはじめとするアジア圏へのビジネス展開も視野に入れ、上記のとおり当社が基本方針として掲げている“Beyond JAPAN”の実現に向けて取り組んでまいります。

当社は、対象者を完全子会社化し、長年の経験により蓄積されたノウハウ等の対象者の独自性を最大限に活かしつつ、統一かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築することにより、各事業領域におけるシナジーを最大化することが、両社の企業価値の向上に資するものと判断し、本取引の一環として、平成23年11月9日開催の当社取締役会にて本公開買付けの実施を決定いたしました。

(3) 本公開買付け後の経営方針

当社は、現時点において、本公開買付け成立後における対象者の経営方針として、各事業領域における当社及び対象者の事業の一体運営によるシナジー創出を早急に実現させるべく、必要な施策並びにその推進体制について協議のうえ、実行に移していく考えです。なお、対象者の現取締役は、原則として本公開買付け成立後も継続して事業運営にあたる予定です。但し、大株主として当社との間で本公開買付けに応募する旨の本公開買付け応募契約を締結しているマースエンジニアリングの代表取締役会長であり、対象者取締役である古宮重雄氏は、本公開買付けが成立した場合、退任していただく予定です。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者の発行済普通株式（但し、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式及び当社が所有する対象者の普通株式を除きます。）の全てを取得する方針であり、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式（但し、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式及び当社が所有する対象者の普通株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に対象者との間で、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、当社が対象者の発行済普通株式（但し、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式及び当社が所有する対象者の普通株式を除きます。）の全てを取得し、対象者を当社の完全子会社とする予定です。

本株式交換においては、当社を除く対象者の株主の皆様が所有する対象者の普通株式の対価として当社の株式を割当て交付することを予定しており、当社の株式1株以上を割り当てられた対象者の株主の皆様は、当社の株主となります。なお、本株式交換は、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、当社における株主総会の承認決議を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第784条第1項本文に定める略式株式交換により、対象者における株主総会の承認決議を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換は、その効力発生日を平成24年5月頃を目途として実施する予定です。本株式交換における株式交換比率は、当社と対象者がそれぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に、当社と対象者が協議・合意のうえで、平成24年1月頃を目途に決定する予定です。本株式交換により当社を除く対象者の株主の皆様が受け取る対価（当社の株式、但し、当社株式の1株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数の売却代金が交付されます。）を決定するに際しては、本公開買付け価格及び当社株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案し、本株式交換により対象者の株主の皆様が受け取る対価と本公開買付け価格が同等のものになるよう決定することを予定しております。もっとも、当該対価の経済的価値は、本公開買付けと本株式交換の実施時期の違い、当社及び対象者の業績の変動、当社株式の市場株価の変動その他の要因によって影響を受ける可能性があります。

本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主の皆様は、会社法その他関連法令の手續に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、対象者の業績の変動、対象者の普通株式の市場価値及び株式相場の変動その他の事情を踏まえ、最終的には裁判所が判断することになります。

また、当社は、対象者に対して、対象者が所有する自己株式（対象者の第39期第2四半期報告書（平成23年8月11日提出）に記載された平成23年6月30日現在の対象者の所有する自己株式数は1,912,824株、保有割合：13.75%）を、本公開買付けの終了日以降、本株式交換の効力発生までの間に消却するよう要請する予定です。

なお、本完全子会社化手続については、本株式交換に伴い当社又は対象者が受ける法律上・税務上の影響、本株式交換に関連する法務・税務・制度等の改正や当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の保有割合、当社を除く対象者の株主の皆様による対象者の普通株式の所有状況、当社及び対象者の業績の変動や株式市場の影響等によっては、本株式交換の実施の時期若しくは条件又は完全子会社化の方法に変更が生ずる可能性があります。但し、その場合であっても、当社を除く対象者の株主の皆様が受け取る対価を決定するに際しては、本公開買付け価格に当該株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一の価格を基準とする予定です。本株式交換の内容又は完全子会社化の方法に変更があった場合の変更内容については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに公表いたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は、本書提出日現在、JASDAQ市場に上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、本完全子会社化手続により対象者を完全子会社化することを企図しておりますので、その場合には大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者の普通株式の上場廃止後は、対象者の普通株式をJASDAQ市場において取引することはできなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は対象者の筆頭株主であるマースエンジニアリングとの間で、平成23年11月9日付で、マースエンジニアリングが所有する対象者の普通株式の全て（所有株式数：3,600,000株、保有割合：25.89%）について本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しております。また、本公開買付応募契約においては、本公開買付けが成立した場合には、マースエンジニアリングは、当社の指定に則して、対象者の株主総会における議決権その他の株主としての権利を行使する旨を合意しております。

(7) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考とするために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）に対象者の株式価値の評価を依頼しました。なお、SMB C日興証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

SMB C日興証券は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）、市場株価法及び類似上場会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成23年11月8日にSMB C日興証券から「株式価値算定書」（以下「本算定書（SMB C日興証券）」といいます。）の提出を受けております（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において算定された、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

DCF法	180円～250円
市場株価法	106円～110円
類似上場会社比較法	128円～220円

DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

市場株価法では、平成23年11月8日を基準日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、106円、110円（小数点以下四捨五入。以下、単純平均株価の計算において同じです。））を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

類似上場会社比較法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社（以下「類似会社」といいます。）を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

なお、SMB C日興証券は本算定において、平成23年11月9日付で対象者より公表された「平成23年12月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成23年12月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っております。

当社は、本算定書（SMB C日興証券）の内容を参考に、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者の普通株式の市場株価の動向、対象者取締役会における本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募株式数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者の筆頭株主であるマースエンジニアリング及び対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成23年11月9日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり200円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格200円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成23年11月8日のJASDAQ市場における対象者の普通株式の普通取引終値の105円に対して90.48%（小数点以下第三位を四捨五入しており、以下、プレミアム計算において同じです。）、平成23年11月8日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値106円に対して88.68%、平成23年11月8日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値110円に対して

81.82%、平成23年11月8日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値112円に対して78.57%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。また、本公開買付価格200円は、本書提出日の前営業日である平成23年11月9日のJASDAQ市場における対象者の普通株式の普通取引終値の106円に対して88.68%のプレミアムを加えた金額になります。また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権の保有者は、権利行使時において、原則として対象者の取締役又は従業員等の地位にあることを要するとされており、従って、当社は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないおそれがあることに鑑み、平成23年11月9日開催の当社取締役会において、本新株予約権の買付価格を本新株予約権1個につき1円と決定しております。

対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けの買付価格の妥当性を検討するにあたって、当社、マースエンジニアリング及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年11月7日付でみずほ銀行より、本公開買付けにおける買付価格の妥当性を検討するための参考資料として株式価値算定書（以下「本算定書（みずほ銀行）」）を取得したとのことです。なお、対象者は、みずほ銀行から、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

みずほ銀行は、対象者取締役会から対象者作成の事業計画等の資料を受領し、対象者の事業環境及び事業計画について説明を受け、それらの情報を踏まえて一定の前提及び条件のもとで対象者の株式価値を算定したとのことです。みずほ銀行は、対象者が上場会社であることからマーケットからのアプローチである市場株価法を、また、対象者が事業継続を前提としており、将来年度における事業計画が策定されていることから将来創出するキャッシュ・フローに着目した算定方法であるDCF法を、それぞれ採用して算定を実施したとのことです。上記各手法に基づいて算定された、対象者の普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。なお、みずほ銀行は本算定において、平成23年11月9日付で対象者より公表された「平成23年12月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成23年12月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、算定を行ったとのことです。

市場株価法 104円～114円

DCF法 153円～243円

市場株価法では、最近のJASDAQ市場における対象者の普通株式の株価及び取引量を慎重に考慮し、平成23年11月4日を算定基準日として算定基準日から直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間における出来高加重平均株価（それぞれ、104円、108円、114円（小数点以下四捨五入。））を基に、対象者の普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を104円～114円と算定したとのことです。

DCF法では、対象者作成の事業計画及び対象者経営陣とのインタビューを踏まえて、対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを予測し、一定の割引率で割り戻した現在価値をもとに企業価値を評価し、対象者の普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を153円～243円と算定したとのことです。

なお、みずほ銀行は、当社、マースエンジニアリング及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

また、対象者は、本新株予約権については、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定書を取得していないとのことです。

対象者のプロジェクトチームによる検討・協議・交渉等

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社からの本取引に関する提案を受け、本取引が実施された場合、対象者の普通株式は上場廃止となり、当社を除く対象者の株主の皆様には当社の株式（但し、当社の株式の1株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数の売却代金）が交付されることが予定されていることなどから、対象者が本取引の実施の是非について判断するにあたっては、当社を除く対象者の株主の皆様の利益保護を最大限考慮し、慎重に検討する必要があること、及び対象者の発行済株式数の25.89%はマースエンジニアリングが所有しており、かつ、対象者取締役の古宮重雄氏は、マースエンジニアリングの代表取締役会長を兼任していることから、マースエンジニアリングが、本取引に係る意思決定に際して、対象者取締役会に対して一定の影響を与える一般的・抽象的なおそれがあることは完全には否定できないところ、マースエンジニアリングとマースエンジニアリング以外の対象者の株主の皆様は、その保有する株式数の規模が大きく異なることなどから、本取引の成立そのものや、いかなるストラクチャーが採用されるかということについて、必ずしも完全に利害が一致しているとは言えない状況にあるため、本取引の実施の是非を決定するに際して、対象者取締役会とマースエンジニアリング以外の対象者の株主の皆様との間の利益相反が生じる一般的・抽象的なおそれがあることも完全には否定できないことに鑑み、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会を公正に

実施し、その意思決定過程における恣意性を可及的に排除することで利益相反のおそれを回避することを目的として、平成23年10月11日付で、マースエンジニアリングの代表取締役会長を兼任する古宮重雄氏を除く対象者の全ての取締役（富山貢太郎氏、中澤祐一氏、大崎幸夫氏、喜多文夫氏、荘司純二氏及び大西泰雄氏）で構成されるプロジェクトチーム（以下「対象者プロジェクトチーム」といいます。）を設置することとし、対象者プロジェクトチームにおいて、対象者の企業価値については株主共同の利益の観点から、本公開買付けの買付条件（本公開買付け価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を含みます。）の妥当性及び本取引の一連の手の公正性といった点について慎重に検討を行うとともに、当社との間で本取引に関する協議及び交渉を行ったとのことです。

なお、対象者取締役である古宮重雄氏は、大株主として当社との間で本公開買付けに応募する旨の本公開買付け応募契約を締結しているマースエンジニアリングの代表取締役会長を兼任していることから、対象者プロジェクトチームのメンバーに選任されておらず、また、対象者プロジェクトチームにおける上記の検討、協議及び交渉に一切関与していないとのことです。

対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、平成23年10月11日、対象者プロジェクトチームは、本取引に関する対象者取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除することで利益相反のおそれを回避するとともに、対象者取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、本公開買付け後の少数株主を含む一般株主（以下「少数株主等」といいます。）にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、当社、マースエンジニアリング及び対象者取締役会からの独立性が高い対象者社外監査役である橋岡宏成氏（弁護士、ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所）並びに外部有識者である太田大三氏（弁護士・弁理士、丸の内総合法律事務所）及び石原鉄也氏（公認会計士、太陽A S G 有限責任監査法人）の3名で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手の公正性、(c)本取引により当社の少数株主等に交付される対価の公正性及び(d)本取引が当社の少数株主等にとって不利益であるか否かを諮問し、これらの点についての答申を対象者プロジェクトチームに提出することを委嘱したとのことです。

第三者委員会は、平成23年10月13日より同年11月7日まで合計5回開催され、上記諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、対象者プロジェクトチーム並びに対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ銀行及びリーガル・アドバイザーであるT M I 総合法律事務所から、当社の提案内容、みずほ銀行及びT M I 総合法律事務所の当社及び対象者からの独立性並びに本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。さらに、みずほ銀行が作成した本算定書（みずほ銀行）及びみずほ銀行からの助言を参考にするとともに、みずほ銀行から、当該本算定書（みずほ銀行）に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、また、必要に応じて、T M I 総合法律事務所から、本取引に係る手の公正性等について助言を得たとのことです。

第三者委員会は、このような経緯のもとで、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成23年11月7日に、対象者プロジェクトチームに対し、(a)本取引により対象者の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手の公正であり、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は公正であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする答申書を提出したとのことです。

独立した法律事務所からの対象者への助言

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、マースエンジニアリング及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるT M I 総合法律事務所を選任し、T M I 総合法律事務所から、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得たとのことです。

利害関係のない対象者取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成23年11月9日開催の対象者取締役会において、みずほ銀行から取得した本算定書（みずほ銀行）及び助言、T M I 総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会から提出された答申書並びに対象者プロジェクトチームによる検討、協議及び交渉の結果を踏まえ、本取引及び本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本取引は、長年の経験により蓄積されたノウハウ等の対象者の独自性を最大限に活かしつつ、統一かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築することにより当社と対象者の各事業領域におけるシナジーを最大化することを可能とするものであり、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理

的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、当該対象者取締役会において、本新株予約権については、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の所有者の皆様への判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。なお、対象者は、本新株予約権が対象者の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の所有者の皆様が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議は、平成23年11月9日開催の対象者取締役会において、決議に参加した取締役（大株主として当社との間で本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しているマースエンジニアリングの代表取締役会長であり、対象者取締役である古宮重雄氏は、マースエンジニアリング以外の対象者の株主の皆様との間の利益相反が生じる一般的・抽象的なおそれがあるため、上記決議に係る審議及び決議には参加していないとのことです。古宮重雄氏を除く対象者の全ての取締役が上記決議に係る審議及び決議に参加したとのことです。）の全員一致により行われたとのことです。また、上記の対象者取締役会には、対象者の全ての監査役が出席し、いずれも、対象者取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成23年11月10日（木曜日）から平成23年12月20日（火曜日）まで（28営業日）
公告日	平成23年11月10日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、30営業日、平成23年12月22日（木曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

東京都港区港南2丁目16番6号

(03) 6719 - 9111

取締役常務執行役員 柴崎 洋

確認受付時間 平日午前9時から午後5時30分まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき、金200円
新株予約権証券	本新株予約権 1個につき、金 1円
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券（ ）	-
株券等預託証券（ ）	-
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考とするために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券に対象者の株式価値の評価を依頼しました。なお、S M B C日興証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>S M B C日興証券は、D C F法、市場株価法及び類似上場会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成23年11月8日にS M B C日興証券から本算定書（S M B C日興証券）の提出を受けております（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において算定された、対象者の普通株式 1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">D C F法 180円～250円 市場株価法 106円～110円 類似上場会社比較法 128円～220円</p>

	<p>DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。</p> <p>市場株価法では、平成23年11月8日を基準日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、106円、110円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。</p> <p>類似上場会社比較法では、類似会社を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。</p> <p>なお、SMB C日興証券は本算定において、平成23年11月9日付で対象者より公表された「平成23年12月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成23年12月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っています。</p> <p>当社は、本算定書（SMB C日興証券）の内容を参考に、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者の普通株式の市場株価の動向、対象者取締役会における本公開買付けへの賛同の可否及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者の筆頭株主であるマースエンジニアリング及び対象者との協議・交渉を経て、本公開買付価格を1株当たり200円とすることを決定いたしました。</p> <p>本公開買付価格200円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成23年11月8日のJASDAQ市場における対象者の普通株式の普通取引終値の105円に対して90.48%、平成23年11月8日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値106円に対して88.68%、平成23年11月8日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値110円に対して81.82%、平成23年11月8日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値112円に対して78.57%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。また、本公開買付価格200円は、本書提出日の前営業日である平成23年11月9日のJASDAQ市場における対象者の普通株式の普通取引終値の106円に対して88.68%のプレミアムを加えた金額になります。</p> <p>(2) 新株予約権</p> <p>本公開買付けの対象には、本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、対象者の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権の保有者は、権利行使時において、原則として対象者の取締役又は従業員等の地位にあることを要するとされており、従って、当社は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないおそれがあることに鑑み、本新株予約権の買付価格を、本新株予約権1個につき1円と決定いたしました。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>近年、印刷市場は、紙媒体に対する価値観の変化及びWEBやスマートフォンの普及によるクロスメディア化の加速により大きなパラダイムシフトを迎え、One to Oneマーケティングやダイレクトマーケティングといった費用対効果の高いマーケティング手法が求められる中、印刷物に対しては従来の大量印刷から小ロット・多品種印刷化が進むと見られています。また、月次の請求書や利用明細書などのダイレクトメールに、受け手と関連性のある適切なプロモーションメッセージを組み込んで印刷する手法である「トランスプロモ」等の新しいビジネスモデルの普及により、今後は「デジタル商業印刷」と「帳票印刷」のボーダレス化とシームレス化が進んでいくと考えられます。</p>

対象者の事業領域においても、これらの市場環境の変化に加え、データ処理のオープン化の潮流や低コスト化・カラー対応の訴求の高まりを受け、ハードウェア・ソフトウェアの両面において従来の提供価値のさらなる拡大・発展が求められる変革期を迎えています。

このような市場環境の中、当社と対象者は、平成22年11月にオセ社の業務用プリンターの販売において提携を開始し、対象者の「帳票印刷」における販売・サポート力、技術力及び顧客基盤を活かした連携を進めてまいりました。また、当社は本年7月にオセ社高速連続紙プリンターのアジア初のショールームとなる「オセ幕張ショールーム」を開設しましたが、それらの製品保守においても対象者と連携しており、サポート面における協業をより強化しております。当社と対象者は、これらの取り組みと並行して、業務提携という形のみならず、資本を含む経営資源の面からもより一体となった事業運営を行っていくことで生み出される相乗効果について協議を重ねてまいりました。そして、本年8月からは、本取引についての具体的な検討を開始し、その結果、当社及び対象者は、印刷市場が大きなパラダイムシフトを迎え、かつ、対象者において、プロダクション市場に対し競争優位性のある商品を展開できるパートナーとの連携を強化することが喫緊の課題となっている中、両社の企業価値をさらに高め、持続的成長を遂げるためには、当社が対象者を完全子会社化し、資本関係を強化するとともに、相互の経営リソースを活用した強固な協業体制を早期に構築することが有益であるとの結論に至り、当社は、平成23年11月9日開催の当社取締役会において本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により、本公開買付価格を決定いたしました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券に本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼しました。なお、S M B C日興証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

S M B C日興証券は、D C F法、市場株価法及び類似上場会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成23年11月8日にS M B C日興証券から「本算定書（S M B C日興証券）」の提出を受けております（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

当該意見の概要

S M B C日興証券が、D C F法、市場株価法及び類似上場会社比較法の各手法において算定した、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

D C F法	180円～250円
市場株価法	106円～110円
類似上場会社比較法	128円～220円

D C F法では、対象者から提供を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

市場株価法では、平成23年11月8日を基準日として、J A S D A Q市場における対象者の普通株式の直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、106円、110円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

類似上場会社比較法では、類似会社を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

なお、S M B C日興証券は本算定において、平成23年11月9日付で対象者より公表された「平成23年12月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成23年12月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っています。

当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、本算定書（S M B C日興証券）の内容を参考に、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者の普通株式の市場株価の動向、対象者取締役会における本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募株式数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者の筆頭株主であるマースエンジニアリング及び対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成23年11月9日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり200円とすることを決定いたしました。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権の保有者は、権利行使時において、原則として対象者の取締役又は従業員等の地位にあることを要するとされております。従って、当社は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないおそれがあることに鑑み、平成23年11月9日開催の当社取締役会において、本新株予約権の買付価格を本新株予約権1個につき1円と決定しております。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置）

公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、上記「（本公開買付価格の決定に至る経緯）」のとおり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券に本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼し、S M B C日興証券より、本算定書（S M B C日興証券）を平成23年11月8日に取得しております。

対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者取締役会は、本公開買付けの買付価格の妥当性を検討するにあたって、当社、マースエンジニアリング及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ銀行に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年11月7日付でみずほ銀行より、本算定書（みずほ銀行）を取得したとのことです。

対象者のプロジェクトチームによる検討・協議・交渉等

対象者は、当社からの本取引に関する提案を受け、本取引が実施された場合、対象者の普通株式は上場廃止となり、当社を除く対象者の株主の皆様には当社の株式（但し、当社の株式の1株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数の売却代金）が交付されることが予定されていることなどから、対象者が本取引の実施の是非について判断するにあたっては、当社を除く対象者の株主の皆様の利益保護を最大限考慮し、慎重に検討する必要があること、及び対象者の発行済株式数の25.89%はマースエンジニアリングが所有しており、かつ、対象者取締役の古宮重雄氏は、マースエンジニアリングの代表取締役会長を兼任していることから、マースエンジニアリングが、本取引に係る意思決定に際して、対象者取締役会に対して一定の影響を与える一般的・抽象的なおそれがあることは完全には否定できないところ、マースエンジニアリングとマースエンジニアリング以外の対象者の株主の皆様は、その保有する株式数の規模が大きく異なることなどから、本取引の成立そのものや、いかなるストラクチャーが採用されるかということについて、必ずしも完全に利害が一致しているとは言えない状況にあるため、本取引の実施の是非を決定するに際して、対象者取締役会とマースエンジニアリング以外の対象者の株主の皆様との間の利益相反が生じる一般的・抽象的なおそれがあることも完全には否定できないことに鑑み、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を可及的に排除することで利益相反のおそれを回避することを目的として、平成23年10月11日付で、マースエンジニアリングの代表取締役会長を兼任する古宮重雄氏を除く対象者の全ての取締役（富山貢太郎氏、中澤祐一氏、大崎幸夫氏、喜多文夫氏、荘司純二氏及び大西泰雄氏）で構成される対象者プロジェクトチームを設置することとし、対象者プロジェクトチームにおいて、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を含みます。）の妥当性及び本取引の一連の手續の公正性といった点について慎重に検討を行うとともに、当社との間で本取引に関する協議及び交渉を行ったとのことです。

なお、対象者取締役である古宮重雄氏は、大株主として当社との間で本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しているマースエンジニアリングの代表取締役会長を兼任していることから、対象者プロジェクトチームのメンバーに選任されておらず、また、対象者プロジェクトチームにおける上記の検討、協議及び交渉は一切関与していないとのことです。

対象者における第三者委員会の設置

対象者プロジェクトチームは、平成23年10月11日、本取引に関する対象者取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除することで利益相反のおそれを回避するとともに、対象者取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、本公開買付け後の少数株主等にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、当社、マースエンジニアリング及び対象者取締役会からの独立性が高い対象者社外監査役である橋岡宏成氏（弁護士、ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所）並びに外部有識者である太田大三氏（弁護士・弁理士、丸の内総合法律事務所）及び石原鉄也氏（公認会計士、太陽A S G有限責任監査法人）の3名で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手續の公正性、(c)本取引により当社の少数株主等に交付される対価の公正性及び(d)本取引が当社の少数株主等にとって不利益であるか否かを諮問し、これらの点についての答申を対象者プロジェクトチームに提出することを委嘱したとのことです。

第三者委員会は、平成23年10月13日より同年11月7日まで合計5回開催され、上記諮問事項についての協議及び検討を行ったとのこと。具体的には、対象者プロジェクトチーム並びに対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ銀行及びリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、当社の提案内容、みずほ銀行及びTMI総合法律事務所の当社及び対象者からの独立性並びに本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのこと。さらに、みずほ銀行が作成した本算定書（みずほ銀行）及びみずほ銀行からの助言を参考にするとともに、みずほ銀行から、当該本算定書（みずほ銀行）に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、また、必要に応じて、TMI総合法律事務所から、本取引に係る手続の公正性等について助言を得たとのこと。

第三者委員会は、このような経緯のもとで、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成23年11月7日に、対象者プロジェクトチームに対し、(a)本取引により対象者の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は公正であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする答申書を提出したとのこと。

独立した法律事務所からの対象者への助言

対象者取締役会は、本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、マースエンジニアリング及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所を選任し、TMI総合法律事務所から、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得たとのこと。

利害関係のない対象者取締役及び監査役全員の承認

対象者は、平成23年11月9日開催の対象者取締役会において、みずほ銀行から取得した本算定書（みずほ銀行）及び助言、TMI総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会から提出された答申書並びに対象者プロジェクトチームによる検討、協議及び交渉の結果を踏まえ、本取引及び本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本取引は、長年の経験により蓄積されたノウハウ等の対象者の独自性を最大限に活かしつつ、統一かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築することにより当社と対象者の各事業領域におけるシナジーを最大化することを可能とするものであり、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのこと。また、対象者は、当該対象者取締役会において、本新株予約権については、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨の決議をしたとのこと。なお、対象者は、本新株予約権が対象者の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのこと。

	<p>本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議は、平成23年11月9日開催の対象者取締役会において、決議に参加した取締役（大株主として当社との間で本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しているマースエンジニアリングの代表取締役会長であり、対象者取締役である古宮重雄氏は、マースエンジニアリング以外の対象者の株主の皆様との間の利益相反が生じる一般的・抽象的なおそれがあるため、上記決議に係る審議及び決議には参加していないとのことですが、古宮重雄氏を除く対象者の全ての取締役が上記決議に係る審議及び決議に参加したとのこと。）の全員一致により行われたとのこと。また、上記の対象者取締役会には、対象者の全ての監査役が出席し、いずれも、対象者取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのこと。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,196,799 (株)	5,997,000 (株)	- (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(5,997,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(5,997,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である12,196,799株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の第39期第2四半期報告書(平成23年8月11日提出)に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(13,906,823株)に、同報告書に記載された平成23年6月30日現在の本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数の最大数(227,000株)を加え、本公開買付けを通じて取得する予定のない同報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の所有する自己株式数(1,912,824株)及び本書提出日現在公開買付者が所有する対象者の普通株式(24,200株)を控除した株式数(12,196,799株)です。

(注5) 公開買付期間の末日までに、本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の普通株式も本公開買付けの買付け等の対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	12,196
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	227
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年11月10日現在)(個)(d)	24
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年11月10日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年6月30日現在)(個)(j)	11,936
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	99.80
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(12,196,799株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年6月30日現在)(j)」は、対象者の第39期第2四半期報告書(平成23年8月11日提出)記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある普通株式及び単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数(13,906,823株)に同報告書に記載された平成23年6月30日現在の本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数の最大数(227,000株)を加え、同報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の所有する自己株式数(1,912,824株)を控除した株式数(12,220,999株)に係る議決権の数12,220個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年6月30日現在)(j)」として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、本公開買付けによる対象者の株券等の取得につき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出が受理された日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本件株式取得を行うことができません（以下、本件株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成23年10月3日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されており、公正取引委員会から、平成23年10月13日付の排除措置命令を行わない旨の通知書を受領したため、平成23年10月13日をもって措置期間が終了しております。また、本件株式取得に関しては、平成23年11月2日をもって取得禁止期間が終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等をした機関の名称 公正取引委員会

許可等の日付 平成23年10月13日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 平成23年10月13日付公経企第250号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号を記載しております。）

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(株主及び新株予約権の保有者をいい、以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

応募株券等が株式の場合の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。応募に際して、応募株券等が公開買付代理人の応募株主口座に記録されていない場合は、公開買付代理人が、当該応募株券等につき、当該応募株主口座への振替手続が完了したことを確認してからの受付となります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株券等が新株予約権の場合の応募に際しては、対象者より発行される「新株予約権証券」及び「譲渡承認通知書」をご提出ください。「新株予約権証券」及び「譲渡承認通知書」の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等については、特別口座に記録されている状態では応募することができません。当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

公開買付期間の末日までに、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式も本公開買付けの対象とします。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要となります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード(氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの)、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本がコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面にご住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注２） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（２）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
（その他のS M B C日興証券株式会社国内各営業店）

（３）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（２）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（４）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（４）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,439,359,800
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	35,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	2,477,359,800

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(12,196,799株)に、本公開買付価格(200円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
譲渡性預金	29,800,000
計(a)	29,800,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

29,800,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成23年12月28日(水曜日)

なお、法第27条の10第3項の規定により公開買付期間が延長される場合には、平成23年12月30日(金曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後遅滞なく、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。新株予約権については、応募に際して提出された、前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類を応募株主等（外国の居住者である新株予約権の保有者の場合はその常任代理人）に対して郵送又は交付します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（5,997,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（5,997,000株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第43期（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）平成23年3月29日 関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第44期第3四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月8日 関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成23年11月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	24	-	-
所有株券等の合計数	24	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成23年11月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	24	-	-
所有株券等の合計数	24	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】**1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】****(1) 公開買付者と対象者との間の取引の有無及び内容**

決算年月	第41期 (平成20年12月期)	第42期 (平成21年12月期)	第43期 (平成22年12月期)
対象者に対する製品取引等の販売実績(千円)	6,687	2,360	2,945
対象者からの製品等の仕入れ実績(千円)	1,314	3,941	1,314

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引の有無及び内容

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成23年11月9日開催の対象者取締役会において、みずほ銀行から取得した本算定書(みずほ銀行)及び助言、T M I 総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会から提出された答申書並びに対象者プロジェクトチームによる検討、協議及び交渉の結果を踏まえ、本取引及び本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本取引は、長年の経験により蓄積されたノウハウ等の対象者の独自性を最大限に活かしつつ、統一かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築することにより当社と対象者の各事業領域におけるシナジーを最大化することを可能とするものであり、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、当該対象者取締役会において、本新株予約権については、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。なお、対象者は、本新株予約権が対象者の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議は、平成23年11月9日開催の対象者取締役会において、決議に参加した取締役(大株主として当社との間で本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しているマースエンジニアリングの代表取締役会長であり、対象者取締役である古宮重雄氏は、マースエンジニアリング以外の対象者の株主の皆様との間の利益相反が生じる一般的・抽象的なおそれがあるため、上記決議に係る審議及び決議には参加していないとのことです。古宮重雄氏を除く対象者の全ての取締役が上記決議に係る審議及び決議に参加したとのことです。)の全員一致により行われたとのことです。また、上記の対象者取締役会には、対象者の全ての監査役が出席し、いずれも、対象者取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社大阪証券取引所 JASDAQスタンダード市場						
月別	平成23年5月	平成23年6月	平成23年7月	平成23年8月	平成23年9月	平成23年10月	平成23年11月
最高株価(円)	115	112	140	122	114	113	107
最低株価(円)	105	102	112	112	110	101	100

(注) 平成23年11月については、平成23年11月9日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第37期(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)平成22年3月30日 関東財務局長に提出

事業年度 第38期(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)平成23年3月29日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第39期第2四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)平成23年8月11日 関東財務局長に提出

事業年度 第39期第3四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)平成23年11月11日 関東財務局長に提出
予定

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

5 【その他】

- (1) 対象者は、平成23年11月9日に「平成23年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

決算年月	平成23年12月期 第3四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
売上高(千円)	7,653,078
売上原価(千円)	4,677,075
販売費及び一般管理費(千円)	3,051,566
営業外収益(千円)	66,375
営業外費用(千円)	29,228
四半期純利益(四半期純損失) (千円)	291,743

1株当たりの状況

決算年月	平成23年12月期 第3四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益(円)	24.32
1株当たり配当額(円)	-
1株当たり純資産額(円)	431.16

- (2) 対象者は、平成23年11月9日に「平成23年12月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成23年11月9日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、配当予想を修正し、平成23年12月期の期末配当を行わないことを決議をしたとのことです。

(3) 対象者は、平成23年11月9日に「平成23年12月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A) (平成23年8月10日発表)	12,688	332	368	100	8.34
今回発表予想 (B)	11,179	138	173	90	7.50
増減額 (B - A)	1,509	194	195	190	-
増減率 (%)	11.9	58.4	53.0	-	-
(参考) 前期 (平成22年12月期) 実績	12,178	44	39	86	6.86